

内閣参質一六五第三四号

平成十八年十二月十九日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 扇千景殿

参議院議員喜納昌吉君提出エルサルバドルの旧「満州国」承認に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

C

O

参議院議員喜納昌吉君提出エルサルバドルの旧「満州國」承認に関する質問に対する答弁書

一について

我が国の駐サンサルバドル領事館は、エルサルバドル共和国における我が国国民の利益を保護することと等を目的として、千九百三十五年十一月に開設された。

二について

お尋ねの当時の内閣総理大臣は齋藤實である。また、エルサルバドル共和国においては、千九百三十五年三月一日に大統領に就任したマクシミリアノ・エルナンデス・マルティーネスが同国の副大統領として大統領の職務を行っていたと承知している。

三について

外務省において調査した範囲では、お尋ねの経緯について記載された文書は現存しておらず、お答えすることは困難である。

四について

エルサルバドルの対日感情は伝統的に良好であると認識しているが、当時の日本政財界や日本政府の対

応について御指摘のような事実があつたか否かを確認することができないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

御指摘の事件によつて、政府のエルサルバドル共和国に対する認識が変わつたという事実はないが、いずれにせよ、御指摘の事件については、政府として深い悲しみを覚えるとともに、卑劣な犯罪に対して強い憤りを感じている。

五及び七について

エルサルバドルの「満州國」承認に関する文書は、外交史料館において、「サルバドル」共和国政府ノ満州帝国承認ニ関スル広田外務大臣宛通告文」を始めとする文書が公開されており、外交史料館において必要な手続をとることにより、閲覧することができる。

六について

御指摘の資料の掲載日時については、記録が残っていないため、お答えすることは困難である。